

高度救急隊運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程（平成19年新潟市消防局訓令第12号。以下「運用規程」という。）第5条第2項で規定する高度救急隊の運用について、新潟市救急業務規程（平成5年新潟市消防局訓令第3号）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(編成)

第2条 高度救急隊は、救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育として行う病院実習のため、救急救命士2名、救急隊員の資格を有する機関員1名及び市民病院の医師1名で編成するものとする。ただし、消防局長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(統括隊長の指定)

第3条 高度救急隊に統括隊長を置く。

2 統括隊長には、救急課職員のうちから1名をもって充てるものとする。

(任務)

第4条 高度救急隊は、運用規程に定めるドクター救急、一般救急等の事案及び感染症患者の移送事案に出動し、医師、救急救命士の専門的知識及び医療技術を最大限に活用し、救命率の向上及び被救護者の予後改善に努めるものとする。

(装備)

第5条 高度救急隊の装備は、新潟市救急業務規程別表第1及び別表第2に掲げる救急資器材とし、その他必要と認める装備については、別に定めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。